

議案第60号

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和2年5月13日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年山陽小野田市条例
第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下
げ、第10号の次に次の1号を加える。

(2) 広域連合条例第2条の2の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険
者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 広域連合条例第2条の2の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>